

# 公共的私設道整備事業のお知らせ

町では、個人所有地で公衆用道路として広く一般的に利用されている私設道について、防塵処理舗装済み道路の補修、または、新規に防塵処理舗装を行う場合、下記の事項に当てはまる場合補助を行います。

## 1. 対象になる事業

### ①防塵処理舗装済み公衆用道路の補修

- ・過去（平成15年～平成23年）に私設道整備事業補助金の交付を受け、防塵処理舗装を行った道路の補修

### ②新規防塵処理舗装整備

- ・広く一般に公衆用道路として利用されている私設道の防塵処理舗装
- ・その他町長が特に必要性を認めた私設道の新規防塵処理舗装

## 2. 対象になる経費

### ①防塵処理舗装済み公衆用道路の補修

- ・防塵処理舗装の補修に係る表層処理（厚さ3cm）
- ・防塵処理舗装の補修に係る必要最低限の路面整正、補足砂利
- ・その他防塵処理舗装の補修に係る経費（旧舗装撤去、処分含む）

### ②新規防塵処理舗装整備

- ・新規防塵処理舗装に係る表層処理（厚さ3cm）
- ・新規防塵処理舗装に係る必要最低限の路面整正、補足砂利
- ・その他新規防塵処理舗装に係る経費

## 3. 対象にならない経費

- ・個人の玄関、車庫等私有地への取付道路等の施工費は対象になりません。

## 4. 補助率

- ・対象経費の全額（消費税は補助対象外です）

## 5. 申請期限

- ・令和7年7月31日（木）

## 6. その他

- ・申請多数の場合など、早期締め切り、または対象経費の調整させていただく場合があります。

## 7. 申請、問い合わせ先

- ・役場農林建設課 土木・管理係 電話：29-2111（内線250）

